

毎週月.水.金曜日発行

## 富山県報

令和4年4月13日

水曜日

第4920号

## 目次

<b>告 示</b>	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	1
<b>公 告</b>	
○公共測量の終了	3
○基本測量の実施	4
○安全運転管理者等講習事業委託に係る一般競争入札の実施	
<b>公安委員会公告</b>	
○機械警備業務管理者講習の実施	7
○警備員指導教育責任者講習の実施	9

## 告 示

## 富山県告示第179号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大布施北部東地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 縦覧に供すべき書類  
県営大布施北部東地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和4年4月13日から  
令和4年5月17日まで
- 縦覧の場所  
黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

## 富山県告示第180号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営南保北部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営南保北部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和4年4月13日から  
令和4年5月17日まで
- 3 縦覧の場所  
朝日町役場

教示

- 
- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

vv

### 公 告

vv

**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類  
数値地形図データ作成（修正）
  - 2 作業期間  
令和3年11月1日から令和4年3月15日まで
  - 3 作業地域  
高岡市長慶寺外地内
-

## 基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

### 2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 作業地域

県内全域

## 安全運転管理者等講習事業委託に係る一般競争入札の実施

安全運転管理者等講習事業委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務の名称

安全運転管理者等講習事業委託

#### (2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### (4) 委託業務の実施場所

富山県内

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 108条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の 3 の規定により、富山県公安委員会に認定された者であること。

## 3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は次のとおりとする。

富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

- (3) 資料の提出期間

令和4年4月15日から同年4月28日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)の資料は、入札書提出時とする。

- (4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

- (5) 資料の提出方法

直接持参すること。

- (6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和4年5月6日までに申請者に通知する。

なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和4年5月11日までに提出しなければならない。

回答は令和4年5月17日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部交通部交通企画課庶務係  
電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年4月14日から同年4月22日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和4年5月20日 午前11時

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和4年5月20日 午前11時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部2階 研修室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

## 機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する

ので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和4年4月13日

富山県公安委員会委員長 神 川 康 子

1 講習実施日

令和4年7月5日（火）から7日（木）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市問屋町1丁目3-18

協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

10人

5 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 期間

令和4年5月30日（月）から6月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和4年6月20日（月）から6月24日（金）までの午前9時から午後4時までの間



## 7 受付場所

富山県内の各警察署

## 8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

## 9 受講手数料

39,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

## 10 その他

(1) 当日は、各自筆記用具及び講習教本を持参すること。

(2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

(3) 受講者は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、必ずマスクを着用すること。

なお、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、講習を中止する場合がある。

## 11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

**警備員指導教育責任者講習の実施について**

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和4年4月13日

富山県公安委員会委員長 神 川 康 子

## 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和4年6月16日（木）から24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	令和4年6月21日（火）から24日（金）までの4日間

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）までの5日間
追加取得講習	令和4年6月30日（木）、7月1日（金）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）までの5日間
追加取得講習	令和4年6月30日（木）、7月1日（金）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）までの5日間
追加取得講習	令和4年6月30日（木）、7月1日（金）の2日間

## 2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については7月1日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

## 3 実施場所

富山県富山市問屋町1丁目3-18

協同組合富山問屋センター富山流通会館

#### 4 講習定員

1号業務20人、2号業務、3号業務及び4号業務各10人

#### 5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

##### (1) 新規取得講習

##### ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

##### イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算

して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受付期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1号業務	令和4年5月9日（月）から5月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務	
3号業務	
4号業務	

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	令和4年5月23日（月）から5月27日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2号業務 3号業務 4号業務	令和4年5月23日（月）から5月31日（火）までの午前9時から午後4時までの間

## (2) 受付先

富山県内の各警察署

## 8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真の貼付けが必要） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条

に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習には、筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (3) 受講者は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、必ずマスクを着用すること。

なお、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、講習を中止する場合がある。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)